

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況
＜農地法第3条第2項第4号関係＞

(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載して添付してください。)

【農作業従事者①】

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

氏 名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係	備 考
三豊 次郎	65	農業	本人	

(2) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を ←→ で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←							→		
その者が農作業に常時従事する期間												

【農作業従事者②】

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

氏 名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係	備 考
三豊 花子	63	会社員	妻	

(2) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を ←→ で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←		→				←	→		
その者が農作業に常時従事する期間												

【農作業従事者③】

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

氏 名	年 齢	主たる職業	権利取得者との関係	備 考

(2) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を ←→ で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

上記のとおり相違ありません。

令和〇 年 ● 月 ●● 日

住所 三豊市△△町□□5678番地
議受人(被設定者) 氏名 三豊 次郎

- (注1) 「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。
(注2) 「農作業に常時従事する期間」とは、必要とする農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事することができる状態にある期間をいいます。